

第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する評価(R6)

資料1

基本目標1 多様な社会参加・生きがいつくりの促進

施策の方向性： ①生きがい就業への支援 ②社会参加への支援

第9期介護保険事業計画策定時の内容			R6年度(年度末実績)		
No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
1	シルバー人材センター助成事業	広報紙等での広報活動、チラシ配布など会員確保に取り組み、令和4年度(2022年度)入会者は前年度に比べ増加しました。しかし、近年、65～70歳といった年齢が現役で仕事をしているのが現状であり、入会してもハローワーク等で安定した仕事が見つかるかと辞めていく傾向にあり、年度末会員数は前年度より減少しました。	<p>■事業内容 経験を活かせる就労を確保し、生きがいをもって活動できる場としてシルバー人材センターが設置されています。広報活動による会員確保による支援、助成を行っています。</p> <p>■目標【R6】 会員数：230人</p>	<p>■取組み内容 ・広報誌等での広報活動、チラシ配布、イベント参加による市民との交流等により会員確保に取り組んだ。</p> <p>■実績 会員数：197人</p>	近年65～70代といった年齢が現役で仕事をしているのが現状であり、入会してもハローワーク等で安定した仕事が見つかるかと辞めていく傾向にある。また、会員の高齢化もあり、新規会員の獲得が課題。 ・市広報等を用いた支援を継続していくことで、シルバー人材センターの活動の周知、新規登録者獲得をはかる。
2	高齢者クラブの育成	高齢者クラブは新規会員が少なく会員数は減少傾向にあり、高齢化とともに活動メンバーが固定化しているため、新規会員獲得に向けた広報や勧誘が必要です。	<p>■事業内容 明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的に高齢者クラブの助成や市の広報紙への掲載、地域の方への周知等を行っています。</p> <p>■目標値 会員数：700人 クラブ数：25クラブ</p>	<p>■取組み内容 ・清掃活動を実施 ・健康増進事業、教養・芸能事業を実施</p> <p>■実績 会員数：574人 クラブ数：20クラブ</p>	高齢者クラブは新規会員が少なく活動メンバーが固定化し、高齢化とともに会員数は減少傾向にあり、クラブの維持も大変な状況となっているため、新規会員獲得に向けた広報や勧誘が必要となっている。
3	敬老事業	市主催敬老式典は、新型コロナウイルス感染症予防のため開催中止を契機に式典の開催はせず、令和2年度より敬老事業特別番組を制作し、1か月間の放送を行っています。地域開催敬老事業についても、同様に式典の開催を行わず、記念品配布のみとなりました。地域の敬老式に対する温度差や、実施団体の負担増加等が課題となっているため、今後の開催方法について検討が必要です。	<p>■事業内容 長寿の方々に敬愛の意を表するとともに、高齢者の生きがいつくりにつなげていきます。</p> <p>■目標値【R6】 地域開催敬老事業記載維持率 アンケート結果により検討</p>	<p>■取組み内容 ・敬老事業特別番組を制作し、放送を実施 ・地域主催敬老事業で記念品配布を実施</p> <p>■実績 地域開催敬老事業開催維持率 100%(42ヶ所)</p>	市主催敬老式典は開催せず、敬老事業特別番組を制作し、1か月間放送を行った。地域主催敬老事業についても、全地区で記念品配布のみとなった。今後高齢者は増加するが、若年層は減少傾向であり、地域の負担や敬老事業の意義を考えた開催方法の検討が必要である。

基本目標2 介護予防・フレイル予防と地域ぐるみで支える地域づくりの推進

施策の方向性: ①フレイル予防・介護予防の推進 ②支え合いの仕組みづくり

第9期介護保険事業計画策定時の内容			R6年度(年度末実績)		
No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
4	介護予防・日常生活支援総合事業	<p>年々第1号訪問事業「訪問介護相当サービス」の需要は多く、指定事業所の人材不足から対応できず、状況によっては高齢福祉サービスを利用する等の対応を行っています。</p> <p>短期集中予防サービス事業(通所型サービスC)は、令和元年(2019年)より廃止している事業ですが、地域の集いの場の参加者の高齢化や身体機能低下がみられ、介護サービスへの移行者もいるため、必要なサービスです。</p> <p>今後は多様化する生活支援ニーズに応じたサービスを提供していくために、地域資源の活用と育成を推進する必要があります。また、第1号通所事業と一般介護予防事業に比べて、地域での活動参加が継続できるよう、介護保険サービスへの移行前に、身体機能改善が必要な高齢者を対象としたプログラムを提供できる体制の確保が必要となっています。</p>	<p>■事業内容 訪問介護、通所介護は引き続き高齢者のニーズを適切に把握し、サービス提供体制を整備するとともに、通所型サービスCについては令和8年度(2026年度)の実施に向けた体制づくりを進めます。 また、訪問型サービスA・B・C・D、通所型サービスA・B、生活支援事業については必要に応じて随時検討します。 さらに、介護予防ケアマネジメントを継続し、事業評価を行いながら、地域のニーズに応じた支援体制の確保に努めます。</p> <p>■目標値【R6】 介護予防ケアマネジメント事業プラン作成件数(延人数):設定なし 訪問型サービス介護予防訪問介護相当(延人数):設定なし 通所型サービス介護予防通所介護相当(延件数):設定なし</p>	<p>■取組み内容 ・介護予防ケアマネジメント専任1名、介護予防支援4名体制でケアプランの作成を実施。</p> <p>■実績 介護予防ケアマネジメント事業プラン作成件数(延人数) 717件 訪問型サービス介護予防訪問介護相当(延人数) 818件 通所型サービス介護予防通所介護相当(延件数) 819件</p>	<p>自立支援を目標に、適切なサービスが提供されるように支援を継続した。 近年身寄りがなく、経済的に困窮しているなどの多様な課題を抱える利用者が増加しており、適切なサービス利用や自立支援の妨げ、体調急変時の対応が困難になってきている。 自立支援に向けた計画作成と並行し、多様な課題、ニーズの掘り起こし、一般介護予防事業の充実と、多様なニーズ・課題に応じた事業の検討、体制作りが必要である。</p>
5	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	<p>ポピュレーションアプローチへの取組は、各事業の健康教育等の単発事業であったため、フレイル予防の観点から一体的(口腔・栄養・運動・社会参加)に取り組む体系づくりが必要です。</p> <p>ハイリスク対象者のうち、健康状態不明者への面接結果は、おおむね健康で外部との交流のある生活を送っていましたが、食生活の偏りや治療中断者等の健康管理が必要な方もおり、継続した取組が必要です。</p>	<p>■事業内容 [ポピュレーションアプローチ] 通いの場の利用者を対象にフレイルリスクの把握、結果の分析、データ化による地域課題を明らかにします。また、地域、通いの場等でのフレイル予防に関する知識・技術の普及啓発を実施します。 [ハイリスクアプローチ] 健康状態不明者やフレイルリスクの高い方を訪問し、必要な支援につなぎます。</p> <p>■目標値【R6】 通いの場チェックリスト実施箇所:10ヶ所 健康状態不明者調査面談率:90%</p>	<p>■取組み内容 [ポピュレーションアプローチ] ・健康教育・健康相談 ・フレイル状態の把握 [ハイリスクアプローチ] ・重症化予防(糖尿病性腎症) ・健康状態不明者対策</p> <p>■実績 通いの場チェックリスト実施箇所:23ヶ所 健康状態不明者調査面談率:84.8%</p>	<p>・要介護認定者の有病状況では、脳血管疾患・認知症の割合が県・同規模・国よりも高く、一人当たりの医療費は脳梗塞・慢性腎臓病(透析あり)・糖尿病の割合が高い傾向にある。 ・フレイル該当者は、「口腔機能」「運動・転倒」の割合が県よりも高い。 ・ハイリスク該当者は、「身体的フレイル」「治療中断」「糖尿病等フレイル併存」「健康状態不明者」の割合が県よりも高い。 ・ポピュレーションアプローチの対象が通いの場が中心となっており、関わり対象を広げていく。 ・ハイリスクアプローチに重点をおき、個々のリスクを把握しての個別指導に取り組んでいく。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
6	楽習広場事業	令和4年度(2022年度)から脳の健康教室は中止し、フォロー教室であった楽習広場を認知症予防教室として、レクリエーションや講演会も内容に追加し実施しました。 参加者の基本チェックリストの結果から『うつ』『運動器・認知症』の順で該当者が多い傾向であったことから、メニューの組み立てを検討し、対策を講じる必要があります。	■事業内容 NPO法人こうなんスポーツクラブへ委託し、香南市在住の65歳以上の方(ただし要介護認定者は除く)を対象に月1回、地域のボランティアの協力のもと、読み書き計算等の教材を活用した学習や体操・レクリエーションを実施しています。	■取組み内容 ・高齢者の質問票を用い、参加者の現状把握を実施 ・フレイル対策の健康教育を行い、事業の効果、フレイル予防の啓発を実施	利用者、ボランティアともに固定化、高齢化しており、新規利用者、ボランティアの確保が課題となっている。活動の評価を行い、内容の充実、啓発を実施していく。
7	お達者教室事業	地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、利用者の機能維持に向け専門職(理学療法士)が介入し、体操メニューの見直しと支援員のスキルアップを図りました。 新型コロナウイルス感染症の影響や利用者の高齢化により、介護保険サービスへの移行が増えており、利用者が減少し、令和5年度(2023年度)より3会場から2会場に変更し、教室を開催しています。 提供メニューの見直しや会場の統合等の体制づくりについて委託先と調整や連携が必要です。	■事業内容 香南市社会福祉協議会へ委託し、香南市在住の65歳以上の方(ただし、要介護認定者は除く)を対象に、利用者1名につき週1回、介護予防メニュー(運動/栄養/口腔/認知症予防/閉じこもり予防等)を組み合わせた複合型プログラムを提供し、要介護状態への移行防止を図ります。	■取組み内容 ・体操・ゲームや創作等のレクリエーション ・健康講話 ・交流活動	・利用者の高齢化により、見守りが必要な人が増加している。 ・利用者の身体機能や個別課題を踏まえた支援が必要である。 ・ボランティアの高齢化と減少。 [対応] ・支援員との定例会において、利用者の個別支援や教室の運営内容、支援体制等の検討 ・支援員への技術支援 ・2会場の利用者・支援員の交流 ・ボランティアとの意見交換・交流
8	地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防事業にて当事業を活用し、利用者の機能維持向上及び関わっている委託先職員のスキルアップを図ることができました。 また、利用者宅にも訪問し住環境の調整を行い、自立した生活が継続できるよう支援を行うことができました。 利用周知はしていますが、居宅介護事業所やリハビリ専門職の配置がない通所事業所等の利用がない状況です。	■事業内容 介護支援専門員やリハビリ専門職を配置していない介護サービス事業所、介護予防等を実施する団体や委託事業所らを対象に、介護予防・重度化予防への取組を効果的かつ効率的に実施できるように、リハビリ専門職を派遣して高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言するなど、総合的に支援しています。	■取組み内容 ・住宅改修の支援として個人、介護予防に取り組む団体(自主運動グループ)へのリハビリ専門職の派遣を実施	引き続き介護予防事業のフォローアップとしての活用を行い、介護予防事業にリハビリ専門職の視点を活かし、各種事業や地域ケア会議等において出された地域ニーズや課題解決に向けた支援を行いながら、地域リハビリテーションの支援体制の推進に努める。

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
9	介護予防普及啓発事業	<p>「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、認知症の相談窓口を知っている割合が28.3%であったことから、相談窓口や各種事業等の周知啓発の充実が今後も必要です。</p> <p>また、同じ調査での「スマートフォンの所有状況」は、全体で63.5%、65歳から74歳で見ると76.9%となっており、今後の啓発手段としてスマートフォンを活用した周知・啓発も検討していく必要があります。</p>	<p>■事業内容 市民や関係機関らに向けて、パンフレットや冊子を作成し、介護予防・各種サービス・事業等の普及啓発を行います。</p>	<p>■取組み内容 ・介護予防パンフレットを作成 ・デイ・通所リハ事業所パンフレットを作成 ・体力測定結果をもとに運動啓発のポスターを作成</p>	<p>介護予防パンフレットは隔年で作成。来所者や総合相談、新規認定者等へ配布していく。また、介護予防事業での活動を集いの場等へ広く周知していく。</p>
10	運動啓発事業・自主運動グループ支援事業	<p>新型コロナウイルス感染症による影響からか交流大会の参加者数が減少しています。外出自粛や参加者の高齢化によるフレイルの実態把握が必要です。</p>	<p>■事業内容 自主運動グループ支援事業は、各地区の公民館等で住民主体で、週1回程度体操教室を開催し、運動指導士等の派遣や体操教材の作成・配布等を行い、活動支援を実施しています。 運動啓発事業は、NPO法人こうなんスポーツクラブへ委託し、運動指導士を派遣し、新規自主運動グループの立ち上げ及び継続実施に向けた支援をしています。</p> <p>■目標値【R6】 グループ数:32グループ 登録者数:350人</p>	<p>■取組み内容 ・自主運動グループ利用者を対象に体力測定(参加者57人)を実施</p> <p>■実績 グループ数:29グループ 登録者数:345人</p>	<p>・令和6年度も新規立ち上げは1カ所あるも、全体的に参加者・ボランティアともに高齢化し、活動を継続できない地区も出てきている。引き続き継続実施に向けた支援を継続する。</p> <p>・既存の通いの場への支援と並行し、現利用者以外のニーズ調査や、フレイル予防の普及・啓発、事業の展開も必要である。</p>
11	いきいきクラブ事業	<p>フレイル対策として運動指導士を派遣し体操の実施や、代表者やボランティアらで意見交換会を行い、コロナ禍でも工夫して活動が継続できるよう支援を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で活動や飲食を中止したため、各地区で利用者らのモチベーションの低下やフレイルの進行が予測されます。 また、参加者も減少しており、活動継続が困難になる可能性があります。</p>	<p>■事業内容 地域で運営している、高齢者が気軽に集まれる交流の場、仲間づくりの場です。体操やレクリエーション等の介護予防活動を実施しています。</p> <p>■目標値【R6】 参加者数(延人数):4,300人 実施地区数:36地区</p>	<p>■取組み内容 ・フレイル予防の視点をうい、普及啓発や事業支援を実施 ・令和6年度から委託から補助金に変更し、各地区の活動の補助・支援の実施</p> <p>■実績 参加者数(延人数)::4,359人 実施地区数:36地区</p>	<p>参加者、ボランティアともに高齢化が進み、活動継続が困難な地区があり、地域の担い手の育成、参加者主体の集いの場づくりを行うことが課題となっている。引き続き地域の担い手の育成と、参加者主体の活動支援を推進する。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
12	介護予防ボランティアポイント事業	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で、高齢者施設等ではボランティアの受け入れに制限が多くあるため、高齢者施設以外の受入機関の登録に向けた活動を実施し、活動の場の拡充をしました。</p> <p>また、受入機関からの活動報告が遅延する等、活動状況の把握が困難であったため、ポイント交換時に活動状況を把握できるよう要綱の改正を行いました。</p> <p>ボランティアポイントの活動対象が施設に限定されており、個人宅で行うことができるボランティア活動の検討とポイントが付与できる仕組み作りが必要です。</p>	<p>■事業内容 ボランティア活動を通じた高齢者の介護予防や社会参加の促進を目的として、香南市社会福祉協議会に委託して実施しています。</p> <p>介護予防ボランティアに登録した65歳以上の方が、ボランティア活動を行うことで、ボランティアポイントを付与し、それに応じた商品と交換できます。</p> <p>■目標値【R6】 受入機関数：52事業所 ポイント交換者数：60人</p>	<p>■取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の周知と啓発（ボランティアセンター発行広報誌「つぐむ」にて随時） ・登録施設のボランティア受入拡充 ・ボランティアはじめの一步講座（1月） ・ポイント交換時に後期高齢者の質問票を実施（介護予防の評価） <p>■実績 受入機関数：54事業所 ポイント交換者数：60人</p>	<p>ボランティア募集や登録方法の周知について、社協と共同して普及啓発やボランティア育成、受入施設の拡大に向けて取り組む。</p>

基本目標3 高齢者の安心・安全な暮らしと共生社会の推進

施策の方向性: ①地域包括支援センターの充実

②認知症施策の推進

③高齢者の権利擁護の推進

④在宅生活への支援

⑤高齢者の住まいに関する支援

第9期介護保険事業計画策定時の内容			R6年度(年度末実績)		
No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
13	地域包括支援センターの機能強化	<p>本人や家族、関係機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などからの相談に対し、電話・訪問(来所)対応を行い、見守りや福祉サービス・介護サービスなどの調整を行いました。コロナ禍で緊急事態宣言が発令され、訪問を自粛せざるを得ない時期があり訪問件数は減少しましたが、電話対応での支援を継続しました。地域での見守りや支援体制が十分構築されていないため、地域包括支援センターへの相談件数の増加や困難事例の相談が増加傾向にあります。</p>	<p>■事業内容 高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支援します。 また、高齢者や家族の総合相談窓口として、市役所への来所や電話での相談対応、独居高齢者や高齢者のみの世帯等の実態の把握(訪問)、地域におけるネットワークの構築を行います。</p> <p>■目標値【R6】 3職種(保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員)1人あたり高齢者数:1,500人以下 来所・電話・訪問件数:設定なし</p>	<p>■取組み内容 ・地域包括支援センター配置の3職種8人、地域の実態把握を行う総合相談職員4人、在宅医療・介護連携コーディネーター(認知症地域支援推進員との兼務)にて各種相談対応を実施。 ・民生委員、社会福祉協議会、関係機関(介護保険事業所、警察、免許センター等)との連携。 ・地域支援事業や各種啓発活動(広報、講演会等)の実施。</p> <p>■実績 3職種(保健師:5人、社会福祉士:2人、主任介護支援専門員:1人)1人あたり高齢者数 (R6年3月末:10,604人) :1,326人 来所・電話・訪問件数:6,024件</p>	<p>・悩みや困りごとが深刻化する前に対応出来るように、引き続き、相談対応、関係機関との連携、各種啓発活動に努める。</p>
14	地域ケア会議推進事業	<p>地域ケア個別会議を新型コロナウイルス感染状況から書面開催も実施しながら11回開催し、検討を実施しました。 また、令和5年度(2023年度)より地域ケア個別会議にて、3か月評価ケースについても検討を行うことに変更しました。</p> <p>地域ケア会議での地域課題から、地域ニーズの解決に向けた具体策となる主要施策等への提言が十分できていない状況が続いています。</p> <p>個別ケースからの地域ニーズを優先順位と実施の容易度等から協議し、具体的な施策提言ができる課題整理を行う必要があります。</p>	<p>■事業内容 【地域ケア個別会議の開催】 市内居宅介護支援事業所・通所介護事業所・訪問介護事業所の個別事例から月1回地域課題等を地域ケア個別会議構成メンバー専門職(理学療法士・作業療法士・管理栄養士・薬剤師・看護師・生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員等)で検討しています。</p> <p>【地域ケア推進会議の開催】 地域ケア個別会議にて抽出された地域課題等の整理を行い、社会資源や施策形成の提言を地域ケア会議構成メンバーにて検討しています。</p> <p>■目標値【R6】 実施回数:8回 事例検討数(延人数):20件</p>	<p>■取組み内容 ・地域ケア個別会議を年8回開催 個別事例の検討と検討後の3か月評価を実施 ・地域ケア推進会議を年1回開催 個別事例結果報告と地域課題整理・検討を実施</p> <p>■実績 実施回数:8回 事例検討数(延件数):10件(20件)</p>	<p>【地域ケア個別会議】 ・個別事例検討を通じ支援者の資質向上は図られている。 ・事例検討後の評価を実施することで、モニタリングと新たな課題への助言が可能となっている。 ・個別事例から導いた標準化された地域課題と支援展開にまで至っていない。</p> <p>【地域ケア推進会議】 ・個別事例から共通課題や地域課題の整理はできつつあるも、具体的な施策や取り組みまでに至る根拠とニーズ把握ができていない。 ・毎回参加されるアドバイザーの助言を各居宅介護支援事業所等と共有する機会が少ない。 [対応策] ・個別事例検討を通じた対応スキルやアセスメント力向上のために、現状の開催を継続する。 ・地域ケア推進会議にて検討された課題や取り組みを共有し地域に何が必要かを考える機会として研修会を開催する。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
15	在宅医療・介護連携推進事業	事業委託し、委託先の事務局及び3市(香美市、南国市、香南市)で共同して実施してきましたが委託が終了し、令和5年度(2023年度)から市単独実施となったため、従来の事業内容の実施や圏域での事業調整・連携が困難になる可能性があります。	<p>■事業内容</p> <p>在宅医療と介護を一体的に提供するために、国が示すア～クの8つの取組を通して医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進しています。</p> <p>ア. 地域の医療・介護の資源の把握 イ. 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 ウ. 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 エ. 医療・介護関係者の情報共有の支援 オ. 在宅医療・介護関係者に関する相談支援 カ. 医療・介護関係者の研修 キ. 地域住民への普及啓発 ク. 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携</p> <p>■目標値【R6】</p> <p>研修会開催回数(事業者向け):1回 講演会開催回数(市民向け):1回</p>	<p>■取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内薬局(9か所)・訪問看護事業所(5か所)への訪問 市内医療機関、介護保険事業所等に周知啓発チラシを送付及び訪問 課主催の各種会議に在宅医療・介護連携コーディネーターが参加 三市による事例検討会を開催(香南会場参加者40名) 地域向け出前講座の開催(開催回数:3回 参加者数:37人 内容:介護保険、フレイル予防、認知症) 三市と中央東福祉保健所による実施検討会に2回、情報交換会に2回出席。 <p>■実績</p> <p>研修会開催回数(事業者向け):1回(40人) 講演会開催回数(市民向け):3回(37人)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの実現に向け、多職種間との連携やネットワークを構築していく必要があるため、引き続き各種機関への訪問や事例検討会を通じて関係づくりを構築していく。 将来のもしもの時に向けた準備をしていくことの必要性を市民に理解してもらうきっかけづくりとして、市民向け健康教育に[ACP(人生会議)]を追加し普及啓発に努める。
16	生活支援体制整備事業	<p>第2層協議体(3か所)にて、情報交換会を、おおむね月1回開催しました。</p> <p>また、生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員との情報交換会を月1回開催し、地域課題や事業の進捗管理について意見交換を行いました。</p> <p>各協議体にて自分たちでできる地域活動が増えつつありますが、各地域での支え合いにまでは至っていません。今後も主体的な地域活動が継続できるよう、生活支援コーディネーターと支援をしていく必要があります。</p>	<p>■事業内容</p> <p>香南市社会福祉協議会に配置した生活支援コーディネーターが、地域資源の把握・ネットワーク構築やボランティア等の生活支援の担い手の養成、新たな地域資源の発掘やサービス開発を行います。</p> <p>■目標値【R6】</p> <p>第1層協議体開催回数:2回 第2層協議 開催回数:40回</p>	<p>■取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託先の社協と包括にて月1回定例会を開催し、生活支援コーディネーターへの支援、協議体の活動に対する意見交換や課題整理を行う。 簡易で短時間の生活支援、防災、エコ・ゴミ問題、地域交流などを中心に各協議体が取り組みを展開。 <p>■実績</p> <p>第1層協議体開催回数:1回 第2層協議体開催回数:37回</p>	<ul style="list-style-type: none"> 協議体メンバーや生活支援コーディネーター、市が同じ方向性で活動をしていくための共通認識や意思疎通が図れるまでに時間を要する。 生活支援コーディネーターが短期間で交代したため、事業の目的や活動の仕方等、フォローが必要。 協議体メンバーが高齢化、新しいメンバーが増えないことによる活動の停滞、事業の目的意識が薄くなっている。第1層協議体で事業の目的や意義を共有していく。

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
17	認知症初期集中支援事業	<p>初期集中支援チーム会を年間12回開催し、18件の事例を検討し、医療や介護サービス等へのつなぎを行いました。</p> <p>また、市広報への掲載などによる啓発を行い、当事者からの相談も2件ありました。</p> <p>当事者からの相談件数も少なく、認知症初期集中支援チーム及び地域包括支援センターが認知症の相談窓口として十分に周知されているとは言えず、周知啓発が必要です。</p> <p>また、医療や介護サービスにつないでも、中断するケースも見受けられ、支援の継続や介入の難しさがあります。</p>	<p>■事業内容 複数の専門家(認知症専門医、保健師、社会福祉士等)からなる初期集中支援チームが、認知症が疑われる本人やその家族、支援者からの相談に対し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行うことで、早期診断・早期対応・治療等につなげ、自立生活のサポートを行います。</p> <p>■目標値【R6】 会開催回数：12回 会検討事例数：15件 専門医の受診につながった割合：100% 6か月後も認知症に関する治療・継続ができている割合：50%以上</p>	<p>■取組み内容 ・認知症初期集中支援チーム検討委員会を1回開催 ・すでに介護や医療サービスを利用している場合でも、認知症のBPSD等に対応に苦慮している事例については初期集中支援チームにて協議。 ・市ホームページや認知症月間の活動にて事業紹介。</p> <p>■実績 会開催回数：10回 会検討事例数：11件 専門医の受診につながった割合：90.0% 6か月後も認知症に関する治療・継続ができている割合：100%</p>	<p>・検討事例の約半数がすでに医療機関にて認知症の診断や治療が行われているケースである。しかし、介護保険サービス未利用や本人・家族が必要な支援を拒否し、診断後から介護保険サービス利用開始までに数年かかっている。</p> <p>・また、徘徊や運転中の事故等、認知症が比較的進行した状態から関わりが開始する事例も見られ、早期に相談先と繋がりが持てるよう、医療機関のみならず、地域や警察署等との関係づくりも重要である。</p>
18	認知症高齢者見守り事業	<p>認知症サポーター養成講座を市民、市職員、警察署職員、市内量販店職員、高校生に8回実施し、認知症キャラバンメイト連絡会は1回実施しました。</p> <p>認知症高齢者見守り・声かけ訓練は、香我美町西川地区にて実施し、訓練後には地域住民、認知症家族会、認知症キャラバンメイト、介護事業所、警察署、消防署等関係機関で集まり意見交換を行いました。</p> <p>令和4年度(2022年度)は、認知症高齢者等事前登録が3件ありました。認知症の正しい理解と普及に向けて事業を行っていますが、それぞれの事業でのつながりが持てておらず、地域全体で見守りが行える体制づくりを構築する必要があります。</p>	<p>■事業内容 【普及啓発】 認知症サポーター養成講座・認知症キャラバンメイト連絡会・認知症見守り・声かけ模擬訓練を実施しています。 【認知症高齢者等事前登録】 認知症により行方不明になるおそれのある方を事前に登録し、警察署と情報共有する「事前登録制度」を活用し、いち早く保護できるよう連携を取っています。</p> <p>■目標値【R6】 認知症サポーター養成講座受講者数(延人数)：4,150人 サポーター1人あたりの高齢者数：2.5人</p>	<p>■取組み内容 ・認知症サポーター養成講座は7回開催 ・キャラバンメイト連絡会を1回開催 ・R6年度認知症高齢者等事前登録制度に登録している者は11人 ・R6年度に新たな取り組みとして、見守りネットワークシールを作成し、事前登録をしている者に配布。徘徊時の早期発見、対応ができるためのツールとして活用。</p> <p>■実績 認知症サポーター養成講座受講者数(延人数)：4,125人 サポーター1人あたりの高齢者数：2.5人</p>	<p>・サポーター養成講座は開催できているものの、『認知症になったらお終い』という意識が根深い。若い世代へのアプローチを積極的に行い、正しい認知症への理解を進めていく。</p> <p>・また、サポーター養成講座にて当事者や家族の声を広く伝えていき、認知症になってもやりたいことができるといった前向きなイメージをもってもらえるような働きかけをキャラバンメイトらと考えていく。</p> <p>・事前登録制度を利用していない方の徘徊に関する相談が年間を通じてある。警察署や消防、民生委員らにも事業や相談先の周知を行っていく。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
19	当事者とその家族への一体的支援	<p>家族会支援では、認知症の正しい理解と知識を深めるための市民向け講座の開催支援を年間6回行い、広報啓発にも取り組みました。</p> <p>認知症カフェでは、コロナ禍であったため、高齢者施設での開催や飲食等を控えて定期的にカフェを開催し、参加者で交流し情報交換を行いました。メンバーが固定化され、情報交換や悩みの共有以外の活動が持ていない状況です。新たに介護保険事業所で認知症カフェが開始されていることから、新たなメンバーの参加等を促す必要があります。</p>	<p>■事業内容</p> <p>【家族会支援】 認知症の方を介護する家族や認知症に関心のある方が集まり「明日葉会」として毎月活動している場への支援を、本市と香南市社会福祉協議会が共同で行っています。</p> <p>【認知症カフェ】 月1回、認知症の方とその家族が気軽に集まり、情報交換やお互いの悩みが話し合える場として開催しています。</p> <p>■目標値【R6】 (認知症カフェ) 開催か所数:3か所 開催回数:30回</p>	<p>■取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度はカフェの委託事業を開始し、新たに2か所のカフェが開催。 ・運営事業所らとの情報交換会を1回開催 ・また、認知症月間の取組みを認知症カフェを実施している事業所や家族会らと協働し、フジグランにて行う。 <p>■実績 (認知症カフェ) 開催か所数:5か所 開催回数:82回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を開始して間もないため、運営や企画に関して各委託先と密に連携をとる必要がある。 ・認知症地域支援推進員を中心に、当事者やその家族も気軽にカフェに参加できるような体制づくりや周囲の理解を深めていく必要がある。
20	高齢者虐待の防止	<p>広報紙や研修会を通して、高齢者虐待の相談窓口の周知啓発を行うほか、支援困難ケースに対しては個別ケース専門部会を開催し、関係機関で対応について協議しています。</p> <p>また、高齢者と障害者の関係機関で、虐待防止ネットワーク委員会を開催し、本市での虐待防止に向けた取組や対応について検討しています。</p> <p>相談内容について虐待の問題だけでなく、閉じこもりや生活困窮など多問題ケースが増加しており、関係者間での連携や協力がより重要になっています。</p>	<p>■事業内容</p> <p>市民や関係機関に対し、高齢者虐待防止に向けての周知啓発を行うとともに、相談窓口として対応を行います。</p> <p>また、高齢者虐待の早期発見に向けてのネットワークの構築と、早期対応を行うための関係機関との連携強化に取り組んでいます。</p> <p>■目標値【R6】 相談件数(延人数):設定なし 虐待認定件数:設定なし 個別ケース会開催回数:設定なし 周知啓発活動回数:3回</p>	<p>■取組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌で虐待防止の周知啓発の実施 ・市内介護保険サービス事業所に対して虐待防止研修会の開催 <p>■実績 相談件数(延人数):31件 虐待認定件数:11件 個別ケース会開催回数:4回 周知啓発活動回数:4回</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止の啓発について、関係機関においては研修会等の実施で虐待防止についての意識が高まり、些細な事でも報告・相談があがってくる様になっているが、市民に対しては広報誌での啓発活動だけでは虐待が防ぎきれない現状がある。 ・介護者の認知症の方等への関わり方や、介護負担について、関わっている支援機関から助言や情報提供を行い負担の軽減を図っていく。

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
21	権利擁護の推進	<p>権利擁護の相談窓口として個別対応をするほか、必要に応じ中核機関が中心となり専門職への無料相談や、成年後見制度の利用が必要となった方で申立てが困難な方に対し、市長申立てを行い適切な支援につなげました。</p> <p>相談内容について、生活困窮や身寄り不在など制度だけでは対応できない多問題ケースが増加しており、関係者間での連携や協力がより重要となっています。そのため相談窓口として中核機関の周知が必要です。</p>	<p>■事業内容 権利擁護課題を持った市民、関係者などからの相談に対し、司法書士の無料相談などを実施し解決を目指します。 成年後見制度の利用促進に向けて、中核機関(香南市成年後見センター)を中心に制度の周知啓発を行うとともに、相談窓口として対応を行い、権利擁護課題の解決に向けて関係者間で地域連携ネットワークを構築します。</p> <p>■目標値【R6】 相談件数(延件数):設定なし 市長申立件数:設定なし 報酬助成件数:設定なし 周知・啓活動回数:6回 権利擁護情報交換会開催回数:1回以上 情報交換会の参加機関数:6機関以上</p>	<p>■取組み内容 ・関係機関(介護サービス事業所や障害事業所・金融機関等)が集まり、権利擁護意見交換会を実施)</p> <p>■実績 相談件数(延件数):42件 市長申立件数:7件 報酬助成件数:10件 周知・啓活動回数:4回 権利擁護情報交換会開催回数:1回 情報交換会の参加機関数:17機関</p>	<p>・独居高齢者や、親族と疎遠である方の入院や入所契約、金銭管理、死後事務問題等が課題となっており、本人死亡後のことも想定して早期に関係機関で情報共有し、関わっていくことが必要。</p> <p>・複雑な多問題ケースを福祉機関以外にも、警察署や金融機関、近隣住民とも連携して関わる必要がある。</p> <p>・中核機関(香南市成年後見センター)を中心に、身寄りが居ない高齢者等の問題の解決について協議し、関係機関との連携を強化する。</p>
22	緊急通報体制等整備事業	<p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員等への情報提供や、広報紙への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど、事業の周知を行いました。</p> <p>広報への掲載、要介護認定において要介護・要支援の認定を受けた方に対してチラシを送付するなど事業の周知を行いました。対象要件外の相談も多く、新規利用につながりませんでした。</p>	<p>■事業内容 65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で日常生活に不安があり、安否確認が必要な方を対象に、緊急通報装置を貸与設置し、急病や災害等の緊急時に緊急通報システムを通して対応しています。</p> <p>■目標値【R6】 設置者数:8人</p>	<p>■取組み内容 ・広報誌への掲載、要支援・要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど事業の周知を行った。</p> <p>■実績 設置者数:2人</p>	<p>・事業利用の条件として「携帯電話を持っていないこと」、「協力員の確保」が必要。多くの方が携帯電話を所有して相談があっても条件に当てはまらないことが多く、新規利用に至らなかった。また、身寄りがなく協力員の確保が困難で利用に至らないケースもある。</p> <p>・事業の利用者が少なくなっているため、ニーズや他市町村の状況も踏まえサービス内容を検討していく。</p>
23	医療機関送迎サービス事業	<p>対象者を令和3年度(2021年度)から要支援認定者へ拡大したことにより、令和4年度(2022年度)の新規申請者は増加しました。</p> <p>また、令和4年度(2022年度)から介護タクシー利用時の介助料・機材レンタル料を助成対象としています。</p> <p>周知も進み利用者も増加しましたが、現状の制度では利用対象外となる相談もあり、認定者の在宅生活を支援するためには、利用者の生活状況にくわえ、家族や支援者の支援状況等、ニーズや他市町村の状況も踏まえサービス内容を検討していく必要があります。令和5年度(2023年度)より家族による送迎が可能な場合でも利用可能となるよう要綱を改正し、運用しています。</p>	<p>■事業内容 65歳以上で公共交通機関を利用することが困難な要支援・要介護の方を対象に、医療機関へ受診する際のタクシー代の助成を月1回行い、自立と生活の質の確保の支援を行っています。</p> <p>■目標値【R6】 登録者数:170人</p>	<p>■取組み内容 ・在宅支援のため、広報誌や通知等で事業の周知に取り組んだ。</p> <p>■実績 登録者数:159人</p>	<p>・周知が進み、利用者も増加している。</p> <p>・「公共交通機関の利用が困難であること」を利用条件としているが、本人の身体状況ではなく、交通事情や立地など環境面の問題により公共交通機関の利用が難しい場合があり、判断が難しいケースがある。本来ならば他の社会資源等の活用や移動支援の問題として議論していく必要がある部分についてこの事業で対応している現状。</p> <p>・引き続き、事業の周知を徹底していく。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
24	軽度生活 援助事業	<p>広報への掲載、要介護認定において要介護・要支援の認定を受けた方に対してチラシを送付するなど、事業の周知を行いました。</p> <p>新規利用者に対しての支援員数が限られているため、日程調整に時間を要することがあります。支援員確保のため、介護に興味のある方等幅広く募集をかけ、担い手育成研修を実施し、1名の支援員確保につながりました。</p>	<p>■事業目標 65歳以上の一人暮らし高齢者で介護保険訪問介護サービスを受けていない方を対象に、シルバー人材センターに委託して、自立した生活を継続していくために必要な日常生活上の軽易な援助を行い、要介護状態への進行防止、本人及び家族の身体的、精神的負担の軽減に取り組んでいます。</p> <p>■目標値 利用者数：30人</p>	<p>■取組み内容 ・広報誌や通知等で事業の周知に取り組んだ。 ・適切な時期に介護保険サービスへ移行するための実施体制を検討した。</p> <p>■実績 利用者数：15人</p>	<p>・以前に比べてシルバー人材センター内での支援員の確保が容易になった。今後も支援員の確保のため担い手研修を行っていく。</p> <p>・利用者の中には介護度が上がり介護保険サービスへ移行する必要があるケースがある。定期的な利用者の状況を把握する体制を整え、適切な時期に介護保険サービスへ移行できるようにしていく。</p>
25	介護用品 の支給事業	<p>広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図りました。</p> <p>事業で購入可能な介護用品を限定していることから、店舗の介護用品コーナーで販売している介護に必要なものであるのに購入できないことについて相談がありました。</p>	<p>■事業目標 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯の高齢者を介護している市民税非課税世帯の介護者を対象に、紙おむつ等の介護用品の現物支給(年間限度額75,000円)を行っています。</p> <p>■目標値 支給者数：50人</p>	<p>■取組み内容 ・支給額を年間75,000円から月額6,250円へ変更した(令和6年～) ・一か月の利用限度額を設定(6,250円)し、支給券に有効期限を設けた(4月分は4月末有効期限)(令和7年～)</p> <p>■実績 支給者数：41人</p>	<p>・広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図ることで介護支援専門員からの申請に加え、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついている。</p> <p>・地域支援事業の対象外となる令和9年度に向けて事業の整理を行っていく。</p>
26	在宅介護 手当支給 事業	<p>広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請にくわえ、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついています。</p>	<p>■事業内容 要介護3～5の認定を受けている市民税非課税世帯の高齢者を月の15日以上在宅で介護している市民税非課税世帯の家族介護者を対象に、在宅介護手当(月額8,000円)を支給しています。</p> <p>■目標値 利用者数：50人</p>	<p>■取組み内容 ・広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知に取り組んだ。</p> <p>■実績 利用者数：44人</p>	<p>・制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請に加え、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついている。</p> <p>・引き続きサービスの周知を行っていく。</p>
27	日常生活 用具給付 事業	<p>広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請にくわえ、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついています。</p>	<p>■事業内容 65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯を対象に、福祉電話の貸与や歩行支援用具の購入費扶助を行っています。</p> <p>■目標値【R6】 福祉電話利用者数：2人 歩行補助具利用者数：10人</p>	<p>■取組み内容 ・広報への掲載、要支援・要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知に取り組んだ。</p> <p>■実績 福祉電話利用者数：1人 歩行補助具利用者数：13人</p>	<p>・制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請に加え、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついている。</p> <p>・引き続きサービスの周知を行っていく。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
28	可燃ごみ戸別収集事業	令和4年度(2022年度)より対象者を要支援認定者に拡大しました。広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請にくわえ、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついています。	<p>■事業内容 要介護又は要支援認定を受け、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画においてごみの排出の支援が必要と確認できる者のみで構成される世帯に対して、戸別に訪問し可燃ごみの収集を行います。</p> <p>■目標値【R6】 利用者数：50人</p>	<p>■取組み内容 ・広報への掲載、要支援・要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知に取り組んだ。</p> <p>■実績 利用者数：70人</p>	<p>・制度の周知を図ることで、介護支援専門員からの申請に加え、住民からの相談が増加し、早期のサービス利用に結びついている。</p> <p>・引き続きサービスの周知を行っていく。</p>
29	老人措置事業	委託先と連携し、措置対象者の状況把握に努めました。 入所者の介護度が重度化しており、特別養護老人ホームへ転所されるケースがあります。	<p>■事業内容 環境的、経済的な事由により自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者に対して、養護老人ホームへの措置入所を行っています。</p> <p>■目標値 措置者数：設定なし</p>	<p>■取組み内容 ・養護老人ホームへの措置入所を実施</p> <p>■実績 措置者数：13人</p>	<p>入所者の介護度が重度化しており、特別養護老人ホームへ転所されるケースがある。年に一回のアフターケアの際に入所者の状況を適切に把握していく。</p>
30	老人福祉施設等事業	社会的・経済的要因による緊急入居や一時入居について、迅速な対応ができましたが、今後も利用を必要とする高齢者が多くなることが見込まれるため、適切な生活の場の照会についても速やかに行う必要があります。 また、入居期間が長期となった利用者が、現状の生活に慣れてしまい、適切な生活の場への移動(退居)を望まない状況が発生し、適切な生活の場の照会や検討が十分にできなくなっているケースもあります。	<p>■事業内容 高齢者生活福祉センターは、様々な社会的・経済的要因等により独立して生活することに不安のある高齢者が利用できる施設として、委託先と連携を図り利用者に対して各種相談や助言を行うとともに、緊急入居や一時入居等にも迅速に対応しています。 ケアハウスや有料老人ホームについては、施設概要についての説明を相談時に情報提供しています。</p> <p>■目標値【R6】 高齢者生活福祉センター(みかんの里) 入居者数：設定なし 新規入所者数：設定なし</p>	<p>■取組み内容 ・令和6年度：新規入居：0名 ・令和6年度末入居者：2名</p> <p>■実績 高齢者生活福祉センター(みかんの里) 入居者数：2人 新規入所者数：0人</p>	<p>入居要件を満たさなくなった利用者が、現状の生活に慣れてしまい、適切な生活の場への移動(退去)を望まない状況が発生しているケースもある。</p> <p>今後も委託先と連携し適切な施設利用について説明していく。</p>
31	住宅改造への支援	広報への掲載、要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知を図りました。介護支援専門員や包括支援センター職員、専門職(PT)と連携し、現地確認と本人のADL状態のアセスメントを行い、本人の状態に即した改修に努めました。 制度の周知を行うことで、介護支援専門員からの申請にくわえ、住民からの相談が増加していますが、対象要件外の相談も多い状況です。また、要介護認定を受けていない一般の高齢者も対象としていますが、利用実績はない状況です。	<p>■事業内容 要介護認定を受けた高齢者等が居住する住宅を、身体の状態等に応じて、利便性に優れたものに改造するための費用に対して助成を行っています。 また、要介護認定を受けていない高齢者の方を対象に、身体の状態等に応じて、住宅に手すりを設置するための費用の助成を行っています。</p> <p>■目標値 助成件数：3件 助成金額：1,998千円</p>	<p>■取組み内容 ・広報への掲載、要支援・要介護認定を受けた方に対してチラシを送付するなど制度の周知に取り組んだ。</p> <p>■実績 助成件数：0件 助成金額：0円</p>	<p>・制度の周知を行うことで、介護支援専門員からの相談に加え、住民からの問い合わせが増加しているが、対象とならない場合が多い。</p> <p>・引き続き広報やチラシ送付を通してサービスの周知に努める。</p>

基本目標4 介護保険サービスの質の向上・適正化

施策の方向性: ①介護保険サービスの基盤整備

②介護保険サービスの質の向上

③介護保険事業の適正化の推進

④介護人材の確保・定着・育成

⑤災害対策・感染症対策の推進

第9期介護保険事業計画策定時の内容			R6年度(年度末実績)		
No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
32	介護保険サービスの提供体制促進	<p>第8期計画において、「小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回随時対応型訪問介護看護」の整備に向け、公募による事業者募集を行ってきましたが、令和5年度(2023年度)時点で整備に至っていません。</p> <p>また、第7期計画で公募した「小規模多機能居宅介護」は、新たなサービスの提供体制として、令和5年(2023年)2月から開始しています。</p> <p>「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」において、将来生活したい場所で最も多かった「自宅」が79.5%の結果も踏まえ、可能な限り住み慣れた地域で多くの高齢者が継続して生活できるように、地域密着型サービスの円滑な提供を確保する必要があります。</p>	<p>■事業内容 人口の高齢化や要支援・要介護認定者の増加を見据え、介護保険サービスを必要とする利用者に過不足なくサービスが提供されるよう、地域の実情に応じた介護保険サービスの提供体制を促進しています。</p> <p>■目標値【R6】 小規模多機能型居宅介護: 設定なし 定期巡回随時対応型訪問介護看護: 設定なし 介護老人福祉施設: 設定なし</p>	<p>■取組み内容 ・小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募 ・小規模多機能型居宅介護事業者の選定 ・介護老人福祉施設の増床にむけた県及び事業者等との連携</p> <p>■実績 小規模多機能型居宅介護: 1事業所選定 定期巡回随時対応型訪問介護看護: なし 介護老人福祉施設: なし</p>	<p>・小規模多機能型居宅介護については、選定実施済み。今後、指定申請等、事業開始に向けた対応を要す。</p> <p>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の公募については、R6年度応募なし。R7年度も引き続き公募を行う。</p> <p>・介護老人福祉施設30床増床に向け、県や事業者と連携を要す。</p>
33	介護サービスの事業者への支援	<p>指定基準違反や適正な介護報酬請求が行われているか確認するため、運営指導を行いました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への感染防止対策を講じながら運営指導を行いました。</p>	<p>■事業内容 本市が指定している地域密着型(介護予防)サービス事業者、居宅介護支援事業者において適切な事業運営の実施や提供サービスの質が向上するよう、事業所における運営指導を3年ごとに1回、集団指導を1年に1回行います。</p> <p>■目標値【R6】 対象事業所の運営指導実施率: 100% 集団指導の実施回数: 1回</p>	<p>■取組み内容 ・概ね6年(居宅系サービスは3年)に一度実施すべき、運営指導については、適正な事業所運営に資するため、3年に一度実施。 ・外部講師による、研修を実施。 ・集団指導については、法改正や報酬改定、指定に伴う体制及び加算について説明。</p> <p>■実績 対象事業所の運営指導実施率: 100% (11事業所実施) 集団指導の実施回数: 2回 (地域密着型、居宅)</p>	<p>・運営指導においては、サービスの質の確保及び保険給付の適正化が求められるため、担当職員に対象サービスや介護報酬の請求等に関する事項についての知識が必要。</p> <p>・集団指導においては、サービス事業者ごとのニーズを把握し、時世に応じた研修内容の設定が必要。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
34	包括的・継続的マネジメント事業	<p>個々の介護支援専門員のスキルや、日頃の悩みや課題を共有することに留まらず、課題解決に向けた検討を行うことで市内居宅介護支援事業所全体のレベルアップにつながるよう、活動の拡がりにつなげる必要があります。</p> <p>市内通所介護事業所数も増加し、各事業所にて特色のある事業運営の実施ができていますが、セラピストがいない事業所においても、利用者の心身の状況の把握と状態に応じた支援提供の実施に向けた研修体制の継続と、各事業所の取組状況の意見交換ができる場の確保が必要です。</p> <p>また、利用者・家族のニーズの多様化や高齢者虐待への対応等の強化のため、各支援機関と必要な情報が適正な時期に共有され、支援調整が図れるよう連携強化を図り、各事業所間の意識変容を促す必要があります。</p>	<p>■事業内容 高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者などの状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するため、居宅介護支援事業者連絡会や通所介護サービス事業者連絡会を通して、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。</p> <p>■目標値【R6】 居宅介護支援事業所連絡会 開催回数：5回 参加者数：90人 (延人数)</p> <p>通所介護支援事業所連絡会 開催回数：1回以上 参加者数(延人数)：52人</p>	<p>■取組み内容 ・居宅介護支援事業所向け連絡会、通所事業所向け連絡会と対象を分けて実施してきたやり方から、令和6年度より実施方法を変更し、居宅介護支援事業所向け及び市内介護事業所向けとして一体的に連絡会(研修会)を実施した。</p> <p>■実績 居宅介護支援事業所連絡会 開催回数：5回 参加者数(延人員)：125人</p> <p>多職種向け研修会【新規】 開催回数：4回 参加者数(延人員)：176人</p> <p>通所介護支援事業所連絡会 開催回数：0回 参加者数(延人員)：0人</p>	<p>・各介護保険サービス事業所間や同じサービス種別事業所間での情報交換等のニーズはあるが、会への参加は開催時間とサービス提供時間・人員体制等により、限定された参加者となっていたことから、令和6年度より、一部の会においてはサービス種別を分けずに合同で開催した。開催時間も各種事業者が参加しやすい18時半からの開始とした。</p> <p>・令和6年度より市内居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員が研修会(3回)の企画運営を行い、資質向上や地域課題に関するテーマ選定を行い実施している。今後も、主任介護支援専門員の主体的な取り組みを支援し、地域包括ケアシステムの構築を図っている。</p>
35	要介護認定の適正化 1) 要介護(要支援)認定の適正な実施	<p>点検職員の調査項目内容への理解や知識習得状況等により、公平公正な認定調査の点検に左右されることが課題です。</p>	<p>■事業内容 適切かつ公平な要介護認定の確保、要介護認定調査について偏りがないか、調査員の水準が一定になっているか、設問間の整合性があるか、主治医意見書との整合性等について事後点検を実施しています。</p> <p>■目標値【R6】 事後点検実施件数：2,100件 事後点検実施率：100.0% 分析を行う実施回数：2回 直営で行っている認定調査事後件数に対する事後点検実施率：100.0% 委託している認定調査全件数に対する事後点検実施率：100.0%</p>	<p>■取組み内容 ・認定における一次判定の水準、公平性を事後点検 ・調査内容と主治医意見書の整合性を事後点検</p> <p>■実績 事後点検実施件数：2,173件 事後点検実施率：100% 分析を行う実施回数：2回 直営で行っている認定調査事後件数に対する事後点検実施率：100% 委託している認定調査全件数に対する事後点検実施率：100%</p>	<p>点検職員の調査項目内容への理解や知識習得状況等により、公平公正な認定調査の点検に左右されることが課題です。</p> <p>引き続き適正化を実施するとともに、調査項目内容に対する理解・習熟に向けて研修等に参加する。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
36	要介護認定の適正化 2)一次判定から二次判定の軽重度変更率地域格差・保険間の合議体格差の分析	認定審査会委員が県主催研修と年1回の認定審査会委員研修等を受講しましたが、実際の審査・判定に反映されるまでには至っておらず、変更率の差異が生じていることが課題です。	■事業内容 各合議体の一次判定変更率を検証し、変更率に明らかな差異がないかチェックを実施しています。 また、認定審査会委員が研修等を受講し、統一した資質向上を図ります。 ■目標値【R6】 審査件数 第1合議体:1,050件 第2合議体:1,050件 合計:2,100件 点検回数:12回 分析を行う実施回数:2回	■取組み内容 ・一次判定変更率の確認及び分析 ■実績 審査件数 第1合議体:1,100件 第2合議体:1,073件 合計:2,173件 点検回数:12回 分析を行う実施回数:2回	認定審査会委員の県主催研修と年1回の委員研修を開催し、審査会委員へ受講を促す。
37	ケアプランの点検 1)書面点検・ヒアリング	「ケアプラン実施の手引き」を基に、書類点検及びヒアリングを行っています。 また、点検後、ケアプランの再提出を求める等、改善状況を把握しています。 ケアプランの抽出や点検、面接には職員の専門知識が必要であり、給付と認定情報を突合した適正化システムと専門員のより専門的な視点からの助言を得ながら、担当職員の資質向上を図っていくことが必要です。	■事業内容 ケアプラン(主に居宅介護サービス)の記載内容について、市町村職員等が点検し、介護支援専門員とともに確認検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組の支援を目指し、介護給付適正化システムを活用して、点検が必要と思われるプランを抽出し、「高知県ケアプラン点検実施の手引き」等を参考にしたケアプラン点検を実施します。 ■目標値【R6】 書類点検 事業所数:5事業所 ケース数:25ケース ヒアリング 事業所数:5事業所 ケース数:25ケース	■取組み内容 ・ケアプラン点検専門業者による書類点検及びヒアリング、その後のフォローアップ面談を実施 ・書類点検:5事業所 25ケース(100%) ・ヒアリング:5事業所 25ケース(100%) ■実績 書類点検 事業所数:5事業所 ケース数:25ケース ヒアリング 事業所数:5事業所 ケース数:25ケース	ケアプランの抽出や点検、面接には職員の専門知識が必要であり、給付と認定情報を突合した適正化システムと職員の知識による抽出体制を構築し、担当職員の資質向上を図っていくことが課題である。

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
38	ケアプランの点検 2)住宅改修の点検	書面による確認だけでは、適切な給付か判断が困難です。利用者の身体状況に応じた転倒予防や自立等を目的とした改修が行われているかについては、専門的な知識が必要であり、担当職員だけでは改修の必要性について判断が困難です。	■事業内容 リハビリ専門職により、住宅改修施工前に、申請書類の確認、介護支援専門員へのヒアリング、助言・指導、現地確認を実施しています。改修施工後にも、申請書類の確認を実施し、給付の適正化に努めています。 ■目標値【R6】 施工前 書類等点検：設定なし 訪問点検：設定なし 施工後 書類点検：設定なし 訪問点検：設定なし 書類点検の実施率：100% 訪問調査の実施率：100%	■取組み内容 ・担当者と理学療法士により、住宅改修施工前に、申請書類の確認、介護支援専門員へのヒアリング、助言・指導、現地確認を実施 ■実績 施工前 書類等点検：167件 訪問点検：25件 施工後 書類点検：146件 訪問点検：3件 書類点検の実施率：100% 訪問調査の実施率：100%	申請者の身体状況に応じた転倒予防や自立、家族の介護の負担軽減を目的とした改修が行われているか、専門的な知識が必要であり、改修内容の必要性について判断が難しい場合があることが課題である。
39	ケアプランの点検 3)福祉用具購入・貸与調査	書面による確認だけでは、適切な給付か判断が困難です。利用者の身体状況に応じた利用となっているかについては、専門的な知識が必要であり、担当職員だけでは福祉用具購入の必要性について判断が困難です。	■事業内容 リハビリ専門職により、福祉用具購入前に、申請書類の確認、介護支援専門員へのヒアリング、助言・指導を実施し、給付の適正化に努めています。 ■目標値【R6】 購入・貸与前 書類等点検：設定なし 訪問点検：設定なし 購入・貸与後 書類等点検：設定なし 訪問点検：設定なし 書類点検実施率：100% 訪問調査実施率：100%	■取組み内容 ・担当者と理学療法士により、福祉用具購入前に、申請書類の確認、介護支援専門員へのヒアリング、助言・指導を実施 ■実績 購入・貸与前 書類等点検：198件 訪問点検：0件 購入・貸与後 書類等点検：185件 訪問点検：0件 書類点検実施率：100% 訪問調査実施率：100%	申請者の身体状況に応じた利用となっているか、専門的な知識が必要であり、購入について判断が難しい場合があることが課題である。

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
40	医療情報・縦覧点検との突合	<p>点検作業については国保連合会への委託と国保レセプト点検員との連携を行うことで、給付の適正化を図っています。</p> <p>医療情報との突合は、介護保険担当だけでは点検できないことが課題であるため、点検作業については国保連合会への委託と国保レセプト点検員との連携を行うことで、給付の適正化を図ります。</p>	<p>■事業内容 国保連合会と連携を図りながら、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況(請求明細書内容)を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検、医療と介護の重複請求が生じていないか確認しています。</p> <p>■目標値【R6】 (国保連委託) 医療情報との突合実施率:100.0% 縦覧点検突合実施率:100.0% (保険者実施) 一覧表① ※1 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100% 一覧表② ※2 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100% 一覧表③ ※3 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100.0%</p>	<p>■取組み内容 ・実施率100%</p> <p>■実績 (国保連委託) 医療情報との突合実施率:100% 縦覧点検突合実施率:100% (保険者実施) 一覧表① ※1 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100% 一覧表② ※2 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100% 一覧表③ ※3 事前書類等突合実施率及び事業者確認実施率:100%</p>	<p>医療情報との突合は、介護保険担当だけでは点検できないことが課題である。</p>
41	担い手研修の実施	<p>例年、軽度生活援助事業支援員確保を目的とした担い手育成研修を開催していますが(令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止)、令和4年度(2022年度)は年齢に制限を設けず、介護に興味のある方等幅広く募集をかけることにより、19名が参加し、うち1名が支援員として活動しています。</p> <p>広報への掲載により研修の周知を行っていますが十分ではありません。また、ニーズ等に合わせて研修内容の検討が必要です。</p>	<p>■事業内容 国・県の施策と連携を図りながら介護人材の処遇改善、介護人材の確保に取り組むこととし、市がシルバー人材センターに委託している、軽度生活援助事業等を通して、元気な高齢者が支援員(介護人材)として活躍できる地域づくりを推進します。</p> <p>■目標値【R6】 担い手研修開催回数:1回 担い手研修参加者数:30人</p>	<p>■取組み内容 ・介護セミナー「ちょっと気になる介護のお話」を開催</p> <p>■実績 担い手研修開催回数:1回 担い手研修参加者数:6人</p>	<p>軽度生活援助事業、介護職の人材不足解消のため、新たな人材確保の必要がある。子育てを終えた方や元気な高齢者、家族の介護経験のある方などに向けたアプローチが必要と考えているが、まずは介護人材の裾野を広げるため、日常生活で活かせるような介護知識を身につけてもらう誰でも参加可能なセミナーを開催した。広報への掲載やSNSを活用して周知を行ったが、参加者は6名と少なかった。今年度もセミナーを開催予定だが、周知の方法、対象者、内容を再検討する必要がある。</p>

No.	事業名	現状と課題	事業内容・指標	実施内容	課題と対応策
42	災害対策・感染症対策の推進	各事業所が整備した防災計画等に基づく訓練等は実施できていますが、新たに策定を義務化されている業務継続計画(BCP計画)については、策定状況及び計画に基づいた研修や訓練の実施状況を確認する必要があります。	<p>■事業内容</p> <p>地域密着型サービス事業所や居宅介護支援事業所における防災対策の取組については、3年に1回の運営指導において、津波浸水想定区域等事業所の立地条件を踏まえ、策定しているマニュアルや地域との共同訓練実施状況を確認しています。</p> <p>また、家族代表や地域代表が参加する運営推進会議でも、訓練の実施状況を確認しています。</p> <p>老人福祉施設である高齢者生活福祉センターにおいては、委託先と連携し福祉避難所訓練の実施や毎年施設運営評価を行うなかで、避難訓練の実施状況や緊急時の職員体制・災害関連の研修への参加状況・備蓄の状況等、平時の取組についての確認をしています。</p>	<p>■取組み内容</p> <p>・運営指導では、各事業所のマニュアルや研修の実施状況を確認。</p> <p>・運営推進会議に参加し、訓練の状況把握や保険者としての意見を表明。</p>	<p>・運営指導においては、サービスの質の確保及び保険給付の適正化が求められるため、担当職員に対象サービスや介護報酬の請求等に関する事項についての知識が必要。</p> <p>・運営推進会議の内容について、課内で共有を行う。</p>

※1:一覧表① 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表

※2:一覧表② 居宅介護支援再請求等状況一覧表

※3:一覧表③ 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表